

三重県公安委員会の運営に関する規則をここに公布します。

平成十三年三月二十日

三重県公安委員会委員長 佐藤 信義

三重県公安委員会規則第三号

三重県公安委員会の運営に関する規則

改正 平成十五年三重県公安委員会規則第三号

平成二十七年三重県公安委員会規則第十号

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十五条に規定に基づき、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会の権限行使)

第二条 公安委員会は、会議の議決により、その権限を行う。

- 2 公安委員会は、法第四十七条第二項の三重県警察の事務（以下「三重県警察の事務」という。）について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、三重県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 公安委員会は、三重県警察の事務の処理が第二項の大綱方針に適合していないと認めるときは、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 公安委員会は、本部長から法第四十二条の二第二項又は前項の規定による指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとする。

(会議)

第三条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 会議は、委員（委員長を含む。）二人以上が出席しなければ開くことができない。

(定例会議)

第四条 定例会議は、原則として毎週一回日時を定めて開くものとし、委員長がこれを招集する。

(臨時会議)

第五条 臨時会議は、臨時に必要な場合に委員長がこれを招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を求めることができる。この場合においては、委員長は臨時会議を招集しなければならない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を要請することができる。

(議事)

第六条 委員長は、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数でこれを決する。

（委員長代理）

第七条 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員外の出席者）

第八条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、公安委員会から出席を免除されたときは、この限りでない。

2 本部長は、公安委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

（公安委員会の権限行使の特例）

第九条 緊急の必要がある場合において、会議を招集することができず、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第二条第一項の規定にかかわらず、公安委員会の権限を行うことができる。この場合において、公安委員会の権限を行った委員長又は委員は、そのとつた措置について、次の会議に報告しなければならない。

（会議録）

第十条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は会議録に記載するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（三重県公安委員会運営規程の廃止）

2 三重県公安委員会運営規程（昭和二十九年三重県公安委員会規則第一号）は廃止する。

附 則（平成十五年九年三十日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十二日三重県公安委員会規則第十号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。